



cOAlition S

Making full and immediate Open Access a reality

完全かつ即時のオープンアクセスが現実

プラン S の実施に関するガイダンス

1. 目的と範囲

プラン S が意図しているのは、公的助成研究から発表された成果物について完全かつ即時のオープンアクセスを実現することです。この目的のため、プラン S の実施に向けて取り組んでいる研究助成機関の連合体、いわゆる cOAlition S は新しい学術出版モデルへの決定的な移行を呼びかけています。cOAlition S が目指すのは、学術出版への迅速な無償のオンラインアクセス、そしてほぼ無制限の利用と再利用を特長とする学術出版システムへの移行を加速化することです。cOAlition S は、よりアクセスしやすく、効率に優れ、公正で透明な学術出版システムに向けて、研究助成機関、研究機関、研究者、学会、図書館員、出版者が連携していかなければならないことを認識しており、今後、若い学者が抜きん出てそれぞれのキャリアを前進させていける機会が得られるような文化の推進にも取り組んでいく予定です。

cOAlition S は、プラン S で計画している具体的な目標—すなわち 2020 年以降、連合体のメンバーが助成している研究から得られたあらゆる学術的成果物への即時のオープンアクセスを実現できるよう献身的に取り組んでいます。新しく革新的な出版モデルの余地があることを考慮して、オープンアクセス出版の具体的なビジネスモデルを支持したり、オープンアクセスへの特定の経路を擁護しているわけではありません。プラン S は、関連する学問分野で受容されている基準に従って査読が行われ、全面的あるいは部分的に cOAlition S のメンバーが助成している研究から得られた結果にもとづくあらゆる学術的成果物に適用されるのです。さらに、cOAlition S は、通常法律上、倫理上の考察が行われることを条件に、研究データやプレプリント、その他の研究成果物にもオープンでアクセスが可能になるよう、積極的な働きかけを行っています。cOAlition S は、研究はどこで発表されるかではなく、その便益に関して評価を受けなければならないというサンフランシスコ研究評価宣言 (DORA)¹ の趣旨を支持しており、参加機関は DORA に署名し、そのポリシーをそれぞれの要件において実現したいと考えています。

¹ <https://sfdora.org/>

これ以降に述べるガイダンスはプラン S の原則をさらに詳しく明記し、学術論文に関する実現の道筋を提示するものであり、cOAlition S の参加機関だけでなく、より広範囲の国際的な研究コミュニティに向けて提示しています。cOAlition S では、後日、モノグラフや図書のオープンアクセスに関する章を発行する予定です。

2. プラン S へのコンプライアンス

cOAlition S の参加機関が助成する研究から得られたすべての学術論文は、いかなる公開猶予期間もなく、発表の直後にオープンで入手可能でなければなりません。著者の正しい特定が可能であることを条件に、オープンライセンスのもとで恒久的にアクセスでき、いかなる目的にも再利用できることが必要です。cOAlition S では、あらゆる学術出版にクリエイティブコモンズのライセンス(CC)²を適用するよう推奨しており、学術論文にはクリエイティブコモンズ表示(CC BY) 4.0 のライセンスを自動的に義務付けることにしています。

規約に準拠するオープンアクセスジャーナルあるいはオープンアクセスプラットフォームに発表された学術論文は、プラン S に準拠するものと判断されます。また、cOAlition S では今後、移行期間には指定した条件下でオープンアクセスリポジトリに学術論文をデポジットし、プラン S の規約遵守を達成する手段として、移行契約のもとで定期購読型ジャーナルにオープンアクセスを発表することも認められます(「ハイブリッド型オープンアクセス」)。

オープンアクセスジャーナル またはオープンアクセスプラットフォーム	オープンアクセスリポジトリへの学術論文のデポジット	移行契約
著者は、CCBY ライセンスにより、プラン S の規約に準拠するオープンアクセスジャーナルまたはオープンアクセスプラットフォームで発表。	発表と同時に、著者は発表した学術出版物の最終バージョン(Version of Record [VoR])または受理された原稿(AAM)をプラン S に準拠するオープンアクセスリポジトリにデポジット。文書は CC BY ライセンスのもと(猶予期間なく)即座にオープンアクセスでの入手が可能になる。	著者は CC BY ライセンスのもとで、移行契約の対象となる定期購読型ジャーナルにオープンアクセスでの出版を行う。この場合の移行契約は、完全なオープンアクセスへの移行に向けて、明確かつ期間を指定した誓約を締結するものとする。

個別の出版物や、ジャーナル、プラットフォーム、リポジトリ、移行契約に関する要求事項の詳細は、以下のセクション「技術上のガイダンスおよび要求事項」で確認できます。

cOAlition S は、Directory of Open Access Journals (DOAJ)³ や Directory of Open Access Repositories (OpenDOAR)⁴ と連携し、ジャーナル/プラットフォームやリポジトリがそれぞれ cOAlition S の要求事項に適合しているかどうかを特定し、これを知らせるためのメカニズムを確立しようと考えています。発表の形態に関係なく、cOAlition S は、すべての発表文献やその他の研究成果物をオープンリポジトリにデポジットするよう推奨しており、出版者がデポジットを円滑化するよう要請しています。研究成果物をオープンリポジトリにデポジットするよう推奨しているのは、長期間のアーカイブや研究の管理を徹底し、最大限の再利用を後押しするためです。

² <https://creativecommons.org/share-your-work/licensing-types-examples/>

³ <https://doaj.org/>

⁴ <http://v2.sherpa.ac.uk/opensoar/>

3. 出版の費用

オープンアクセス出版への助成と支払いには、異なるモデルがあります。cOAlition S は、オープンアクセス出版の費用や手数料に対して完全な透明性と監視を求めており、オープンアクセス出版に要する費用や手数料の透明性を、ジャーナルおよびプラットフォームの規約遵守を定義する判定基準の一つに組み入れています。

論文掲載料 (APC) が適用される場合、cOAlition S は、公正な権利放棄のポリシーを含め、品質保証、編集、出版プロセスに関わる費用を反映した公平かつ合理的な APC のレベルと、これが出版に付与する価値を確立できるよう助力していく考えです。手数料や APC の上限に対して規定される可能性のある規格化について情報を提供しやすいよう、cOAlition S ではオープンアクセス出版の費用や (APC を含む) 手数料について、独立した調査を委託する予定です。

cOAlition S の参加機関は、既定の規約遵守経路に準拠したオープンアクセス出版への資金助成を徹底していきます。移行契約のもとでなければ、定期購読型ジャーナルへのオープンアクセス出版 (「ハイブリッド型アクセス」) への資金提供に助成金を活用することはできません。cOAlition S は、個別の cOAlition S 参加機関が移行契約を締結したり、これらの契約の内容に含まれる APC に資金を拠出するのは義務ではないという点を強調しています。

4. 品質の高いオープンアクセスジャーナルおよびプラットフォームの維持

cOAlition S は、あらゆる学問領域にオープンアクセス出版の経路を提供するため、必要に応じて、オープンアクセスのためのジャーナル、プラットフォーム、インフラを確立するためのメカニズムを共同で支援していこうと考えています。モデルの多様性と APC に依拠しない発表媒体の重要性を明確に認識しているからです。cOAlition S は、オープンアクセスジャーナル / プラットフォームの共有を向上させていく必要のある領域や学問分野を特定するため、今後、オープンアクセスジャーナル / プラットフォームのギャップ分析を委託する予定です。参加機関は、特に不足や必要性の著しい領域をはじめとして、オープンアクセスジャーナル / プラットフォームの構築や既存のジャーナルのオープンアクセスへの方向転換に対するインセンティブを共同で構築します。

5. 今後のスケジュール

cOAlition S は、プラン S の実施に要するスケジュールが参加機関によって異なることを認識しています。プラン S は 2020 年 1 月 1 日から開始され、1) 既存の助成、2) 新規のプロジェクト / 助成、あるいは最終的には 3) 新規の募集に影響を及ぼすこととなります。cOAlition S の参加機関は、最低限、2020 年 1 月 1 日以降のすべての募集において新規要件を実施しなければなりません。

6. レビュー

2023 年に、cOAlition S は、プラン S の効果を調べるための正式なレビュープロセスを開始する予定です。レビューの主な焦点は、完全かつ即時のオープンアクセスへの移行を実現した時点で、移行契約やオープンリポジトリを通じた定期購読コンテンツへの即時オープンアクセスを提供できるオプションがもたらした効果を調べることに置かれます。

7. 規約遵守と制裁措置

cOAlition S の個々の参加機関は、それぞれの助成に関する取り決めや契約のプラン S との整合化を図り、契約上の要件を施行して規約の遵守を監視するとともに、不適合には制裁措置を科すこととなります。

cOAlition S

Coordinated by Science
Europe Rue de la Science, 14
1040 Brussels
Belgium

Tel: +32 (0)2 226 03 00
Fax: +32 (0)2 226 03 01
coalition-s@scienceeurope.org
www.coalition-s.org

技術上のガイダンスおよび要求事項

8. 使用許諾と権利

cOAlition S は、著者がそれぞれ選択した、規約に適合するプラットフォームやジャーナルに発表文献を投稿し、自分たちが適合すると考える自由な形態でコンテンツを再利用することが可能でなければならないと規定しています。学術論文の場合、著者が正しく識別されることを条件に、世界中どこからでも、非排他的かつ廃止できないロイヤルティフリーの形態で論文を共有（すなわち媒体や形式を問わず、資料を複製し、再配布）するとともに、商業的なものを含め、いかなる目的にでも著作を適応させる（すなわち資料を編集し、変換し、礎とする）権利が認められなければなりません。論文の著作権は法律上の著作権者（通常は著者またはそれぞれが帰属する機関）が留保するものとします。

cOAlition S は全体として、あらゆる学術出版物に対し、クリエイティブコモンズライセンス (CC) を適用するよう推奨しており、学術論文にはクリエイティブコモンズ表示 (CC BY) 4.0 のライセンスを使用するよう義務付けています。また、cOAlition S では、助成した研究の最大限の再利用という趣旨と整合するよう、CC BY-SA 4.0 ライセンスの使用とパブリックドメイン (CC0) での出版も受け入れる予定です。cOAlition S ではベルリン宣言⁵におけるオープンアクセスの定義が非営利制限を考慮していないことを認識し、非営利 (CC BY-NC) 形態は受容していません。CC BY 4.0 はライセンス対象の資料を再利用する際に変更を加えるのかどうかをライセンシーが示すように求めており、これは、著者の権利を適正に保護するのに CC BY-ND ライセンスを義務付けてはならないことを意味しています。出版される資料に対する著者の法律上、倫理上の権利の保護に対し、cOAlition S は個々の適正な研究慣習に係る規則 (Rules of Good Research Practices) もしくは文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約⁶を参照しています。

出版物に含まれている第三者のコンテンツ（例えば画像やグラフィックスなど）がこれらの要求事項の影響を受けることはありません。こういったコンテンツのオープン化や再利用の実現に向けてあらゆる取り組みを行っていく必要がありますが、第三者の権利取得者によって求められている場合には、こういったコンテンツの側面に対する、より限定的なライセンスも許容されるものとします。

9. オープンアクセスのジャーナルおよびプラットフォーム

本節に述べるオープンアクセスプラットフォームとは、（例えば学術論文や会議議事録などの）研究による成果物を最初に発表するための出版プラットフォームのことです。すでにどこかで発表されたコンテンツを集約したり、あるいは再出版するためだけのプラットフォームは含まれません。

9.1 プラン S に準拠するオープンアクセスジャーナルおよびプラットフォームの原則的な必須基準

ジャーナル／プラットフォームは、Directory of Open Access Journals (DOAJ) に登録されているか、または登録申請中でなければなりません。

⁵ <https://openaccess.mpg.de/Berlin-Declaration>

⁶ <http://www.wipo.int/treaties/en/ip/berne/>

cOAlition S

Coordinated by Science
Europe Rue de la Science, 14
1040 Brussels
Belgium

Tel: +32 (0)2 226 03 00
Fax: +32 (0)2 226 03 01
coalition-s@scienceeurope.org
www.coalition-s.org

- いかなる種類の技術上あるいはその他の形態の障害も課されることなく、すべての学術コンテンツにオープンでアクセスでき(ジャーナルのウェブサイトまたは専用のプラットフォーム)、出版の直後に無償で閲覧し、ダウンロードすることが可能でなければなりません。
- ジャーナル/プラットフォームは、著者が CC BY 4.0 ライセンス(もしくは CC BY-SA 4.0 か CC0)のもとで発表を行うことができるものでなければなりません。
- ジャーナル/プラットフォームは、いかなる制限も設けることなく、完全な著作権保持の選択肢を著者/研究機関に提供しなければなりません。すなわち、著者から本質的な権利をはく奪するような著作権の移転や出版のライセンス許諾は行われません。
- ジャーナル/プラットフォームは、関連する学問分野の基準や出版規範委員会(COPE)の基準に準拠した、しっかりした査読のためのシステムを導入していなければなりません。この点に関する詳細が、ウェブサイトを通じて公開されている必要があります。
- ジャーナル/プラットフォームは、低所得国の著者に対する自動的な APC の放棄や、所得が中程度の国の著者に対するディスカウントを提供していなければなりません。
- アクセスと出版の両方に料金が請求されるビジネスモデルを避けるため、ジャーナルは編集委員会が実質的に重複しているミラー/姉妹的存在の定期購読型ジャーナルを刊行してはなりません。これらのジャーナルは、事実上、ハイブリッド型ジャーナルと判断されます(以下の「移行契約」を参照)。

9.2 プラン S の規約に準拠するジャーナル、プラットフォーム、ならびにその他の出版場所に対する必須の品質基準

- 透明性の高い費用計算と価格設定 出版費用および出版の手数料に影響を及ぼす(内部相互補助などの)その他の要素に関する情報は、ジャーナルのウェブサイト/出版プラットフォームで公開されていなければなりません。これには、直接的な費用、間接的な費用、潜在的に発生しうる剰余費に関する詳細が組み入れられているものとします。
- 永続的な識別子として DOI を使用していること(例えば改訂などの場合は、バージョン指定のある PID)。
- 長期的なデジタル保存や(CLOCKSS などの)アーカイブプログラムによるコンテンツのデポジット。
- シームレスなテキスト・アンド・データマイニング(TDM)が実現するよう、(例えば XML などの)機械可読形式で(適宜、可能であれば補助テキストやデータを含めた)フルテキストが利用できること。
- 外部リポジトリの基礎データやコードなどとのリンク付けが利用できること。
- CC0 のパブリックドメインへの供与のもとで、引用される参照文献を含め、質の高い論文レベルのメタデータが標準的な相互運用性のある形式で利用できること。メタデータには cOAlition S 助成機関が提供する資金に関する完全かつ信頼できる情報が含まれていなければなりません。
- オープンアクセスのステータスや論文に組み込まれているライセンスに関する、機械可読情報。

9.3 ジャーナルおよびプラットフォームに対して推奨する追加の判定基準

- 著者(例えば ORCID など)、研究助成機関、研究助成プログラムおよび助成、研究機関などに対する PID の対応。
- プラン S の規約に準拠する著者指定または一元化されたオープンアクセスリポジトリに対する、出版者による出版物の直接デポジット。
- 制限のない引用のためのイニシアチブ(14OC)による基準に準拠した、引用データへの際限のないアクセス。

cOAlition S

Coordinated by Science
Europe Rue de la Science, 14
1040 Brussels
Belgium

Tel: +32 (0)2 226 03 00
Fax: +32 (0)2 226 03 01
coalition-s@scienceeurope.org
www.coalition-s.org

10. 学術的コンテンツのオープンアクセスリポジトリへのデポジット

10.1 著者および出版者に関する要求事項

出版された著作が規約に準拠するジャーナルまたはプラットフォームで入手できない場合、次に挙げる条件のもとであれば、デポジットした人／著者に費用が生じることなく、規約に準拠するリポジトリで際限なく入手することが可能でなければなりません。

- バージョン: 出版された文献の最終版 (Version of Record [VoR]) か、もしくは少なくとも著者が持つ受理された原稿 (Author's Accepted Manuscript [AAM])。
- 掲載猶予期間: 掲載猶予期間は適用できません。出版物は (先行公開版を含め) 出版の時点において完全にオープンアクセスで入手が可能でなければなりません。
- ライセンスと著作権: 著者／機関はそれぞれの著作権を保有するものとし、論文は CC BY 4.0 ライセンス (もしくは CC By-SA 4.0 または CC0) のもとで入手できるようになっていなければなりません。
- セルフアーカイビングポリシー: 論文が出版される場所のセルフアーカイビング (「グリーンオープンアクセス」) に関するポリシーが、[Sherpa/Romeo](#) に登録されていなければなりません。
- 品質保証／ピアレビュー: 論文の出版場所では、関連する学問分野の基準や出版規範委員会 (COPE) の基準に準拠した、しっかりした査読のためのシステムが確立されていなければなりません。この点に関する詳細が、ウェブサイトを通じて公開されている必要があります。
- 品質判定基準: 論文の出版場所は、可能な限り、規約に準拠するオープンアクセスジャーナルおよびプラットフォームと同じ品質基準 (上記を参照) に適合していなければなりません。「ジャーナルおよびプラットフォームに対して推奨する追加の判定基準」(第 9.3 項を参照) がここでも適用されます。

10.2 プラン S に準拠するオープンアクセスリポジトリの要求事項

リポジトリは、[Directory of Open Access Repositories \(OpenDOAR\)](#) に登録されているか、または登録申請中でなければなりません。

また、リポジトリには、次の判定基準が求められます。

- 自動化されている投稿取り込み機能
- JATS 基準 (またはこれと同等) の XML で全文が保存されること。
- 元の出版物の DOI やデポジットされるバージョン (AAM/VoR)、オープンアクセスのステータス、デポジットされるバージョンのライセンスに関する情報を含め、質の保証されたメタデータが標準的な相互運用性のある形式で利用できること。メタデータはオープンアクセスのジャーナルおよびプラットフォームに適用されるものと同じ品質基準 (上記を参照) を充足していなければなりません。特に、メタデータには cOAlition S の参加機関が提供する資金に関する完全かつ信頼できる情報が含まれていることが必要です。OpenAIRE を遵守するよう強く推奨しています。
- (機械を含む) 他者がコンテンツにアクセスできるオープン API
- 全文をコアな要旨や索引サービス (例えば PubMed) と統合する QA プロセス
- 持続的な可用性
- ヘルプデスクの設置

CC BY ライセンスのもとで、完成した原稿のプレプリントをリポジトリまたはプレプリントサーバに投稿するよう強く奨励しています。ただし、プレプリントを投稿しただけでは、プラン S に準拠することにはなりません。

cOAlition S

Coordinated by Science
Europe Rue de la Science, 14
1040 Brussels
Belgium

Tel: +32 (0)2 226 03 00
Fax: +32 (0)2 226 03 01
coalition-s@scienceeurope.org
www.coalition-s.org

11. 移行契約

cOAlition S では、移行期間中にプラン S への適合を達成するための方法として、例えば「オフセット契約」や「Read & Publish 契約」モデルのような、透明性の欠如や不公正な価格設定を回避できるモデルを把握しています。cOAlition S では今後、透明性を徹底するため、これらの契約の詳細をウェブサイトに掲げるよう規定する予定であり、そのための共通の要求事項を構築するコンソーシアムを奨励しています。今後、ESAC (Efficiency and Standards for Article Charges)⁷と連携し、契約の登録と普及を徹底していこうと考えています。

cOAlition S は既存の移行契約があることは承知しています。ただし、2020 年以降の新たな契約では、プラン S への適合を達成するため、以下の条件を充足しなければなりません。

- これらの取り決めにおける(費用を含む)契約内容を一般に公開する必要があります。
- 契約に関する交渉は 2021 年末までに終わらせておく必要があります。また、契約を 3 年以上継続することはできません。
- 取り決めの交渉内容には、契約満了後、出版の場所をどのようにして完全なオープンアクセスに切り替えるかを説明するシナリオを含めなければなりません。

移行契約の効果については、2023 年にレビューが実施される予定になっています。

出版者の中には一部を定期購読ベース、一部をオープンアクセスとするミラージャーナルを作成しているところがあることは承知しています。こういったジャーナルは、移行契約の一部に含められない限り、プラン S に準拠することはできません。これらは実質的に、ハイブリッド型ジャーナルと同じ方法で、アクセスと出版の両方に対する課金につながるからです。これらのジャーナルでの出版に対する資金供与には、移行契約のもとでない限りは対応できません。

⁷<http://esac-initiative.org>